

自 平成八年十二月十一日
至 平成八年十二月十六日

平成八年年第十三回

階上町議会定例会会議録

階上町議会

平成八年第一回定期会議（定例会）会議録（第一号）

議事日程	別紙のとおり 別紙のとおり
会議に付した事件	△云議院の奴社回
開会・議長	ただいまの出席議員は十八名であります。 直ちに本日の会議を開きます。
日程第一 会議録署名議員の指名・議長	本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。
日程第一	会議録署名議員は、会議規則第百十九条の規定により議長において 一番 畑 中 弘 實 君、両君を指名いたします。
会期の決定・議長	日程第一、会期決定の件を議題といたします。 おはがりいたします。
日程第二	本定例会の会期は、本日から十一月十六日までの六日間といたしたいと思います。 これに「」異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
提案理由説明・議長	「」異議なしと認めます。 よつて会期は、六日間と決しました。

町長(正部家佑介君)

平成八年第十三回階上町議会定例会を開催するにあたり、議員各位には、「多忙のところ」出席いただき、誠にありがとうございます。
それでは、本定例会に提案いたしました、議案の概要につきまして、「説明申し上げ、審議の参考に供したい」と思います。

報告第一号 専決処分事項の報告について「説明申し上げます。

本案は、神漁港局部改良工事の変更契約であります。漁港整備事業の促進を図るため、東防波堤〇・八メートルを増工するものであります。

当初、契約金額九千五十二万七千円を、変更契約金額九千四百二万円とし、二四四十九万三千円の増額であります。

議案第一号 階上町公会式条例の一部を改正する条例の制定について「説明申し上げます。

本案は、地方自治法に基づく法令の明文化と条文整理のため提案するものであります。

議案第一号 階上町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について「説明申し上げます。

本案は、階上町議会議員の報酬月額の額を改定するため提案するものであります。

議案第一号 階上町教育長の報酬月額の額を改定するため提案するものであります。

議案第三号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について「説明申し上げます。
本案は、階上町特別職の給料月額の額を改定するため提案するものであります。

議案第四号 階上町教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について「説明申し上げます。

本案は、階上町教育長の給料月額の額を改定するため提案するものであります。

議案第五号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について「説明申し上げます。

本案は、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額並びに扶養手当、通勤手当及び宿泊直手当の額を改定し、並びに寒冷地手当の基準額の定額化等を行うため提案するものであります。

議案第六号 階上町老人家庭奉仕員派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について「説明申し上げます。

本案は、老人福祉法等の一部が改正されたことに伴い、題名及び条例中、老人家庭奉仕員派遣を、老人ホームヘルプサービスに、また家庭奉仕員をホームヘルパーに改めるため提案するものであります。

議案第七号 平成八年度階上町一般会計補正予算第七号について「説明申し上げます。

本案は、既定の額に三千四百六十三万円を追加し、歳入歳出予算の総額を六十億九千九十一万三千円

階上町長 正部家佑介君

とするものであります。

それでは、第一表の歳入歳出予算の主なものについて、順次)説明申し上げます。

まず歳入であります。町税は、町民税及び固定資産税等増減合させて三千八百九十四万三千円を追加計上いたしました。

分担金及び負担金は、心身障害者小規模共同作業所運営費負担金百一十三万六千円、老人福祉施設入所負担金等合させて一千十九万七千円を追加補正いたしました。

国庫支出金は、保育所措置費負担金一千三百五十六万七千円等合させて一千三百九十二万六千円を追加計上いたしましたが、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金二百四十三万五千円等合させて三百八十二万七千円を減額しましたので、増減合させて一千十万九千円を追加補正したものであります。

県支出金は、保育所措置費負担金八百一十八万三千円、国民健康保険基盤安定費負担金三百四万四千円等合させて一千三百六十四万七千円を追加計上いたしましたが、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金三百四十三万五千円、大蛇地区漁業集落環境整備事業費補助金四千三百八十九万一千円、農村総合整備モデル事業委託金八百六十四万八千円等合させて五千六百一万六千円を減額しましたので、増減合させて四千三百三十七万九千円を減額補正するものであります。

諸収入には、八戸平原幹線道路用地買収委託金百七十九万一千円等合させて三百七十九万一千円を追加計上しましたが、田代小中学校組合交付税再配分五十六万五千円を減額しましたので、増減合させて三百一十一万七千円を追加補正するものであります。

次に歳出であります。今回の予算において、職員の給与費を各款にわたって補正しましたが、これ

は、さきに人事院が平成八年度国家公務員の給与改定を勧告したことに伴い、町職員の給与改定に要する経費について、所要額を計上したことと、職員の配置換え等に係る経費を調整したものであります。

議会費には、議員報酬等二百八十五万一千円を追加補正いたしました。

総務費は、鳥屋部地区住宅団地造成事業測量調査・造成計画図書作成委託料八百七十万円等を追加計上し、選舉費ならびに給与等を減額調整したため、増減合させて三百四万一千円を減額補正いたしました。

民生費は、心身障害者小規模共同作業所運営費補助金一百六十一万八千円、保育所措置費一千五百三十万九千円、老人保護措置費六百八十九万六千円等を追加し、一方、給与等を減額調整しましたので、増減合させて一千七百六十八万五千円を追加補正したものであります。

衛生費には、保健協力員誕生日表彰受賞祝賀会費用として百四十一万円、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金四千七十四万三千円等を追加計上し、一方、八戸圏域水道企業団施設整備費出資金七百八十八万七千円、合併処理浄化槽設置費補助金七百三十二万五千円等を減額して、増減合させて二千二十九万一千円を追加補正したものであります。

農林水産業費は、八戸平原幹線道路用地買収費百六十六万七千円、農村総合整備モデル事業補償費七百三万八千円、ふるさと農道緊急整備事業費負担金八十五万円等を追加し、一方、漁業集落環境整備事業精査による六千三百三十七万八千円を減額するなど、増減合させて五千八百四十八万四千円を減額補正したものであります。

商工費には、企業誘致奨励金補助金四百五十一万五千円、観光情報ネットワーク端末機器購入費九十八万七千円等合させて五百七十一万一千円を追加計上するものであります。

土木費は、県単独事業で実施している県道整備費の負担金八百二十五万八千円、野沢・法師窪線工事

請負費三千万円等を追加計上し、一方、町道測量設計委託料一千八百六十六万円等を減額して、増減合わせて百八十一万円を追加補正したものであります。

消防費には、消火栓移設補修工事負担金等合わせて一百十一万五千円を追加計上いたしました。

教育費は、赤保内小学校用地買収費一千九百六十六万九千円、道仮中学校コンピューター教室改造実施設計委託料二百八十万円、トレーニングセンター設計委託料六百八万九千円等を追加計上し、一方、埋蔵文化財発掘作業人夫賃金九百六十六万六千等を減額して、増減合わせて二千三百一万千円を追加計上するものであります。

災害復旧費は、測量等委託料百二十四万円等合わせて一百七十五万三千円を減額するものであります。

予備費については、四百一十九万一千円を追加して九百一十七万五千円とするものであります。

次に、第一表地方債補正であります。既決事業費に変動があつたため、限度額に増減が生じましたので、追加並びに変更するものであります。

議案第八号 平成八年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第一号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の額に四千七十四万一千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ九億三千八百四十四万六千円とするものであります。

歳入の繰入金は、地方交付税に算入されている国保財政安定化支援事業、出産育児一時金及び事務費に係わる経費について、一般会計から繰入するものであります。

歳出の主なものは、在宅医療システムに伴うパソコンの導入及びレセプトのA版化に向けた保管庫の導入のため、総務費に二百七十六万九千円、保険給付費の高額療養費・療養諸費に三百八十一万九千円、予備費三十二百七十一万円を追加するものであります。

議案第九号 階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第一号についてご説明申し上げます。
本案は、歳出予算の補正であります。

歳出の主なものを申し上げます。

総務費には、人事院による、平成八年度国家公務員の給与改定を勧告したことに伴い、国民健康保険直営診療所職員の給与改定に要する経費二十一万五千円を減額補正し、備品購入費に六万八千円、予備費に十五万七千円を追加補正するものであります。

議案第十号 平成八年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第一号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六千七百六十六万九千円を追加し、予算総額を二億九千五百七千円とするものであります。

歳入の主なものを申し上げますと、県支出金四千三百八十九万一千円、一般会計からの繰入金四百七十八万三千円、町債一千九百十万元等を追加するものであります。

歳出の主なものは、設計書作成委託料五百七万七千円、排水施設工事費八千五百六十五万八千円等を

追加し、布訟賃移転補償費四百万円を補正するものであります。

議案第十一号 平成八年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算第一号についての説明申し上げます。本案は、既定の額に歳入歳出それぞれ「百七十九万五千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ一千九百六十万一千円とするものであります。

歳入につきましては、水道使用料二十万三千円、給水工事の検査手数料七万六千円、一般会計からの繰入金「百四十一万六千円を追加したものであります。

歳出につきましては、水道施設の管理等に要する費用として「百七十九万五千円を追加したものであります。

議案第十一号 八戸圏域水道企業団規約の変更についての説明申し上げます。

本案は、八戸圏域水道企業団の庁舎移転に伴い、事務所の位置を変更するため、企業団規約の改正が必要となり、地方自治法第一百八十六条及び第二百九十条の規定に基づき、議会の議決を得るため提案するものであります。

議案第十三号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件についての説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員辻良生氏の任期が平成九年一月十四日をもって満了するので、後任の委員の候補者を推薦することについて、意見を求めるため提案するものであります。

議案第十五号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件についての説明申し上げます。

議案第十四号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件についての説明申し上げます。本案は、人権擁護委員澤田誠氏の任期が平成九年一月十四日をもって満了するので、後任の委員の候補者を推薦することについて、意見を求めるため提案するものであります。

議案第十六号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件についての説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員大前典男氏の任期が平成九年一月十四日をもって満了するので、後任の委員の候補者として伊藤一男氏を推薦したいので、意見を求めるため提案するものであります。

議案第十七号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件についての説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員清川榮子氏の任期が平成九年一月十四日をもって満了するので、後任の委員の候補者として鹿原チヨ氏を推薦したいので、意見を求めるため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要を()説明申し上げましたが、審議の過程におきましての()質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重に()審議の上、原案のとおり御議決くださいようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（前田常男君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第四 請願第一号「夫婦別氏（姓）」制導入反対に関する意見書の提出を求める請願の件を議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま、議題となっております請願第一号の件については、会議規則第九十一条の規定に基づき、総務財政常任委員会に付託いたしたいと思います。

これに「異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なしと認めます。

よって、請願第一号の件は、総務財政常任委員会に付託することに決しました。

この際、日程第五 意見書案第一号「治水事業五箇年計画の策定と推進に関する意見書案の件」が、日程第六 意見書案第一号「法務局職員の増員に関する意見書案までの件」一件を一括議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま、議題となっております、意見書案第一号から意見書案第一号については、会議規則第九十二条第一項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

「これに「異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なしと認めます。

よって、意見書案第一号から第一号については、委員会の付託を省略するに決しました。

意見書案第一号から第一号は、「これを可決する」とに「異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なしと認めます。

よって、意見書案第一号から第一号は、「これを可決する」とに決しました。

おはかりいたします。

ただいま可決されました意見書の提出につきましては、議長に一任願いたいと感じます。

これに「異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

おはかりいたします。

議事の都合により、明十一月十一日、一回間休会いたしたいと思います。

これに「異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

（異議なしと認めます。

よって、十一月十一日、一日間休会する」とに決しました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

次の開会日時は、十一月十三日午前十時からといたします。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前十時二十八分)

平成八年十一月二十日開催上町議会（定例会）△議録（第1回）

議事日程	開会・議長（前田常男君）	開議・議長（前田常男君）	議事に付した事件
別紙のとおり 別紙のとおり	△云議の紋社過	ただいまの出席議員は十八名であります。 定足数に達しておりますので、開議を許します。	これより、本日の会議を開きます。
日程第一、一般質問を行います。 質問の通告がありますので、発言を許します。	二番 畑中弘實君	本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。	
議長（前田常男君）	一番 畑中弘實君	十一月定例会に一般質問の機会をいただきましたことを、お礼申し上げます。 通告に従い、質問して参りますので、よろしくお願ひ致します。	先ず、第一は、ふるさと河川公園の整備と充実についてであります。 潤いと安らぎのある「まちづくり」が求められているこんにち、我が階上町のふるさと河川公園が、多くの方々の憩いの場として利用されておりますことは、誠にご同慶にたえません。

議員	出席	氏名	出席	議長	前田常男	議員	出席	氏名	出席	議長	前田常男
						議員					
○出席	△欠席	佐原登	一	大前典男	四川上太榮助	○出席	田端清	○出席	十六	山田昭治	○出席
×不応招		桑原一夫	二	大前典男	四川上太榮助	○出席	桑原定男	○出席	十七	高橋信一	○出席
○公務欠席		浜谷豊美	三	大前典男	四川上太榮助	○出席	浜谷政己	○出席	十八	中村禮一郎	○出席
		○出席	四	大前典男	四川上太榮助	○出席	上澤寿勝	○出席	十九	浜谷政己	○出席
		○出席	五	大前典男	四川上太榮助	○出席	桑原義勝	○出席	二十	木村勝彦	○出席
		○出席	六	大前典男	四川上太榮助	○出席	高橋造	○出席	二十一	平戸茂雄	○出席
		○出席	七	大前典男	四川上太榮助	○出席	鶴造	○出席	二十二	島守瑞穂	○出席
		○出席	八	大前典男	四川上太榮助	○出席	大下義雄	○出席	二十三	田端清	○出席
		○出席	九	大前典男	四川上太榮助	○出席	前田常男	○出席	二十四	中村豊志	○出席
		○出席	十	大前典男	四川上太榮助	○出席	高橋信一	○出席	二十五	畠中弘實	○出席
		○出席	十一	大前典男	四川上太榮助	○出席	中村禮一郎	○出席	二十六	桑原義勝	○出席
		○出席	十二	大前典男	四川上太榮助	○出席	水産商工課長	○出席	二十七	浜谷政己	○出席
		○出席	十三	大前典男	四川上太榮助	○出席	農林課長	○出席	二十八	木村勝彦	○出席
		○出席	十四	大前典男	四川上太榮助	○出席	教育次長	○出席	二十九	高橋造	○出席
		○出席	十五	大前典男	四川上太榮助	○出席	體育課長	○出席	三十	松橋隆巳	○出席
		○出席	十六	大前典男	四川上太榮助	○出席	国保診療所長	○出席	三十一	田中弘	○出席
		○出席	十七	大前典男	四川上太榮助	○出席	（三上孝八）	○出席	三十二	畠中弘	○出席
		○出席	十八	大前典男	四川上太榮助	○出席	（三上孝八）	○出席	三十三	桑原義勝	○出席
		○出席	十九	大前典男	四川上太榮助	○出席	企画課長補佐	○出席	三十四	高橋繁雄	○出席
		○出席	二十	大前典男	四川上太榮助	○出席	給食センター所長	○出席	三十五	澤林渡部	○出席
		○出席	二十一	大前典男	四川上太榮助	○出席	中央保育所長	○出席	三十六	小沢高階	○出席
		○出席	二十二	大前典男	四川上太榮助	○出席	学務課長	○出席	三十七	澤林渡部	○出席
		○出席	二十三	大前典男	四川上太榮助	○出席	（三上孝八）	○出席	三十八	澤林渡部	○出席
		○出席	二十四	大前典男	四川上太榮助	○出席	企画課長補佐	○出席	三十九	澤林渡部	○出席
		○出席	二十五	大前典男	四川上太榮助	○出席	給食センター所長	○出席	四十	澤林渡部	○出席
		○出席	二十六	大前典男	四川上太榮助	○出席	中央保育所長	○出席	四十一	澤林渡部	○出席
		○出席	二十七	大前典男	四川上太榮助	○出席	学務課長	○出席	四十二	澤林渡部	○出席
		○出席	二十八	大前典男	四川上太榮助	○出席	（三上孝八）	○出席	四十三	澤林渡部	○出席
		○出席	二十九	大前典男	四川上太榮助	○出席	企画課長補佐	○出席	四十四	澤林渡部	○出席
		○出席	三十	大前典男	四川上太榮助	○出席	給食センター所長	○出席	四十五	澤林渡部	○出席
		○出席	三十一	大前典男	四川上太榮助	○出席	中央保育所長	○出席	四十六	澤林渡部	○出席
		○出席	三十二	大前典男	四川上太榮助	○出席	学務課長	○出席	四十七	澤林渡部	○出席
		○出席	三十三	大前典男	四川上太榮助	○出席	（三上孝八）	○出席	四十八	澤林渡部	○出席
		○出席	三十四	大前典男	四川上太榮助	○出席	企画課長補佐	○出席	四十九	澤林渡部	○出席
		○出席	三十五	大前典男	四川上太榮助	○出席	給食センター所長	○出席	五十	澤林渡部	○出席
		○出席	三十六	大前典男	四川上太榮助	○出席	中央保育所長	○出席	五十一	澤林渡部	○出席
		○出席	三十七	大前典男	四川上太榮助	○出席	学務課長	○出席	五十二	澤林渡部	○出席
		○出席	三十八	大前典男	四川上太榮助	○出席	（三上孝八）	○出席	五十三	澤林渡部	○出席
		○出席	三十九	大前典男	四川上太榮助	○出席	企画課長補佐	○出席	五十四	澤林渡部	○出席
		○出席	四十	大前典男	四川上太榮助	○出席	給食センター所長	○出席	五十五	澤林渡部	○出席
		○出席	四十一	大前典男	四川上太榮助	○出席	中央保育所長	○出席	五十六	澤林渡部	○出席
		○出席	四十二	大前典男	四川上太榮助	○出席	学務課長	○出席	五十七	澤林渡部	○出席
		○出席	四十三	大前典男	四川上太榮助	○出席	（三上孝八）	○出席	五十八	澤林渡部	○出席
		○出席	四十四	大前典男	四川上太榮助	○出席	企画課長補佐	○出席	五十九	澤林渡部	○出席
		○出席	四十五	大前典男	四川上太榮助	○出席	給食センター所長	○出席	六十	澤林渡部	○出席
		○出席	四十六	大前典男	四川上太榮助	○出席	中央保育所長	○出席	六十一	澤林渡部	○出席
		○出席	四十七	大前典男	四川上太榮助	○出席	学務課長	○出席	六十二	澤林渡部	○出席
		○出席	四十八	大前典男	四川上太榮助	○出席	（三上孝八）	○出席	六十三	澤林渡部	○出席
		○出席	四十九	大前典男	四川上太榮助	○出席	企画課長補佐	○出席	六十四	澤林渡部	○出席
		○出席	五十	大前典男	四川上太榮助	○出席	給食センター所長	○出席	六十五	澤林渡部	○出席
		○出席	五十一	大前典男	四川上太榮助	○出席	中央保育所長	○出席	六十六	澤林渡部	○出席
		○出席	五十二	大前典男	四川上太榮助	○出席	学務課長	○出席	六十七	澤林渡部	○出席
		○出席	五十三	大前典男	四川上太榮助	○出席	（三上孝八）	○出席	六十八	澤林渡部	○出席
		○出席	五十四	大前典男	四川上太榮助	○出席	企画課長補佐	○出席	六十九	澤林渡部	○出席
		○出席	五十五	大前典男	四川上太榮助	○出席	給食センター所長	○出席	七十	澤林渡部	○出席
		○出席	五十六	大前典男	四川上太榮助	○出席	中央保育所長	○出席	七十一	澤林渡部	○出席
		○出席	五十七	大前典男	四川上太榮助	○出席	学務課長	○出席	七十二	澤林渡部	○出席
		○出席	五十八	大前典男	四川上太榮助	○出席	（三上孝八）	○出席	七十三	澤林渡部	○出席
		○出席	五十九	大前典男	四川上太榮助	○出席	企画課長補佐	○出席	七十四	澤林渡部	○出席
		○出席	六十	大前典男	四川上太榮助	○出席	給食センター所長	○出席	七十五	澤林渡部	○出席
		○出席	六十一	大前典男	四川上太榮助	○出席	中央保育所長	○出席	七十六	澤林渡部	○出席
		○出席	六十二	大前典男	四川上太榮助	○出席	学務課長	○出席	七十七	澤林渡部	○出席
		○出席	六十三	大前典男	四川上太榮助	○出席	（三上孝八）	○出席	七十八	澤林渡部	○出席
		○出席	六十四	大前典男	四川上太榮助	○出席	企画課長補佐	○出席	七十九	澤林渡部	○出席
		○出席	六十五	大前典男	四川上太榮助	○出席	給食センター所長	○出席	八十	澤林渡部	○出席
		○出席	六十六	大前典男	四川上太榮助	○出席	中央保育所長	○出席	八十一	澤林渡部	○出席
		○出席	六十七	大前典男	四川上太榮助	○出席	学務課長	○出席	八十二	澤林渡部	○出席
		○出席	六十八	大前典男	四川上太榮助	○出席	（三上孝八）	○出席	八十三	澤林渡部	○出席
		○出席	六十九	大前典男	四川上太榮助	○出席	企画課長補佐	○出席	八十四	澤林渡部	○出席
		○出席	七十	大前典男	四川上太榮助	○出席	給食センター所長	○出席	八十五	澤林渡部	○出席
		○出席	七十一	大前典男	四川上太榮助	○出席	中央保育所長	○出席	八十六	澤林渡部	○出席
		○出席	七十二	大前典男	四川上太榮助	○出席	学務課長	○出席	八十七	澤林渡部	○出席
		○出席	七十三	大前典男	四川上太榮助	○出席	（三上孝八）	○出席	八十八	澤林渡部	○出席
		○出席	七十四	大前典男	四川上太榮助	○出席	企画課長補佐	○出席	八十九	澤林渡部	○出席
		○出席	七十五	大前典男	四川上太榮助	○出席	給食センター所長	○出席	九十	澤林渡部	○出席
		○出席	七十六	大前典男	四川上太榮助	○出席	中央保育所長	○出席	九十一	澤林渡部	○出席
		○出席	七十七	大前典男	四川上太榮助	○出席	学務課長	○出席	九十二	澤林渡部	○出席
		○出席	七十八	大前典男	四川上太榮助	○出席	（三上孝八）	○出席	九十三	澤林渡部	○出席
		○出席	七十九	大前典男	四川上太榮助	○出席	企画課長補佐	○出席	九十四	澤林渡部	○出席
		○出席	八十	大前典男	四川上太榮助	○出席	給食センター所長	○出席	九十五	澤林渡部	○出席
		○出席	八十一	大前典男	四川上太榮助	○出席	中央保育所長	○出席	九十六	澤林渡部	○出席
		○出席	八十二	大前典男	四川上太榮助	○出席	学務課長	○出席	九十七		

ところで、公園建設に尽力された町長はじめ、関係者各位に対し、心から敬意を表すとともに、更なる整備、充実をはかっていただきたいことを願うものであります。

さて、本公園は、町当局の管理運営に加え、地元でも桜、イチイの木を植栽、桜の名所にと願い、協力をしながら、又恩恵をいただいているところであります。

更には、町民有志、地元の協力で鯉のぼりを、谷間に舞い泳がせるなど自然一体の協力により、こんにちの賑わいをみせております。

以前、本公園には、蛇抜け穴で親しまれた鍾乳洞がありました。

今でも惜しまれ、復活を願う声も多くあります。

そして、現在進められております、金平線が開通されると、更に人気が高まるものと確信します。本公園の下流で操業しております、住金鉱業が約束をしていく魚道の設置も進むと思われ、これに呼応して、町当局が所要の施設を施すなら、県内にも誇れる公園になること間違いない。

このように考えて、以下二点について、お伺い致します。

まず第一点は、ステージの設置であります。

近年、若い人のみなさず、高齢者も音楽や芸能を披露するし、交流を深める傾向にあり、従つて、今一定の大きさを持つ公園には、ステージが設けられているのが実態であります。

本公園は、両側、石灰の岩壁であります。自然の音響施設にもなります。

ついては、本公園にステージを設置する考えはないか。

第二点は、人口滝の設置、及び鯉の放流についてであります。

ご承知のとおり、鯉の滝登りと申しますように、鯉には滝がつきものであります。

川には、生きた鯉、そして空には、手作りの鯉を舞い泳がせたら、どんなにか、子供たちが、また来園者が喜ぶだろう。

私は、想像するだけでも楽しくなります。

一口も早く、地形を生かした、人口滝の設置、及び鯉の放流をしていただきたいと考えるのであります。

生きた鯉の放流には、鯉の購入費などかかりますが、来園者の安らぎの心代と考えると、その経費は高くない、このように思います。

つきましては、人口滝の設置と鯉の放流をぜひ、実現していただきたい、町長の誠意あるご答弁を期待いたします。

第二点は、イベントの開催についてであります。

イベントの開催は、まちの活性化にもつながるばかりでなく、ひととの交流を促すことによって、地域住民の一休感を生みだし、そこから、まちづくり等の動機づけになって行くと想われておりますが、このような意味からも、いちじき祭り、つづじ祭りと合わせて町の二大イベントとしてこの地でいつも余年など、ぜひ、開催するよう提言するものであります。

これに対し、どのようにお考えをお持ちか、お伺いいたします。

次に、図書室の充実についてあります。

図書は、なぜ、人間に必要ですか。

それは、人間の知識、考え方、判断力は、ほとんど本によって培われるからだと言われております。よく、本好きの子供は、成績がよいと言われますが、それは、全ての授業が本を読むことが基礎になっているからと断言してもよいと思います。

さて、このように本は、人間にとつて大事なものです。当町の図書購入費は、一〇〇の図書室で年間四十万円という小額予算であります。

ご覧のとおり、こんにち、生涯学習社会構築の必要性が叫ばれております。

又、中央教育審議会大一次答申案では、二十一世紀初めには、学校完全五日制等も予想され、さらに

労働省では、来年四月から、各種業界とも週四十時間労働の指導がされております。

それらの受け入れ体制の一つとして、独立した図書館が必要になつてくると思います。

そこで、このよつないと踏まえて、お伺いします。

一〇〇は、近い将来、独立の図書館を持つためその検討に入る考え方はないか。

一〇〇は、図書購入費を増額する考えはないか。読書は、想像力が豊かになり、論理的に思考する力、判断力もついてくるのは当然なのかも知れません。よく、図書館は、町の頭脳であると言われます。

頭脳にふさわしい図書室の充実を強く願い、私の壇上からの一般質問を終わります。

町長 正部家佑介君

畠中議員の質問にお答えをいたします。

いろいろじょうじょう提言、あるいはじょうじょう提案をいただいた訳であります。ありがとうございます。

あの地区に建設したといふことであつまして、町で当初予想した以上の利用をしていただいている」とあります。大変喜ばしいことだと、又地元の方々が、地区を上げて、協力いただいていることに對して感謝申し上げたいと思います。

いろいろ、じょうじょう提案あった訳であります。一〇〇は、あの公園は、いわゆる、自然を最大限生かして、という考え方のもので整備を図ってきた所であります。

それが、好評を博しているやうだらうと、いつづけて思っている訳であります。どの施設も同じような整備の仕方でどうなのがか。

じょうじょうについて、慎重な検討がいるだらうと思つるに思います。

その他、鯉の放流、人口滝、いも煮会とありますが、あすこは「級河川」ということになつています

で、県の管理になつてている。

そして、河川は、第一の目的は、本来の河川の機能をまざたさせなければいけない。その中で、どういうことができるのか。ということになります。いも煮会につきましてもお話をありました。

現在イベントは、お話のとおり、いちじく祭り、つづじ祭りとやつてある訳ですが、町主体でこれ以

議長
(前田常男君)

町長
(正部家佑介君)

上のイベントを組むところですが、きわめて難しい状況にあるところふうに認識をしておられます。いずれ、地元といいますが、民間の活力で民間の方々を主体としておかなければかとおもつて思つておられる所でありまして、おもつ言つた中で私ども、公的にどう言う支援をすべきなのか、そのよつた基本的な考え方の基で検討して行くべきだらうと認識をしております。

いずれ、「意見としてあるのは、「要望として承つておへ訳であります、いずれにしても、将来的な課題であると申し上げておきたい」というふうに思ひます。

一 畑田の図書館について

これについては、畠中議員ともまた同じ意見であります。図書館の重要性は十分認識をしております。おもつ言つことから行きました、町民の方々にご不便をおかけしているなとおもふうに思つておられます。そして、学校建設もありますが、一方、議員もお承知のように、いろんな事業もかかえております。そして、学校建設も年々欠かさずやつておるというふうな状況でありますから、それとの関係で予算面・財政面を含めてあります。ですが、できるだけ早い機会にやつたいとおもつ気持ちはある」とはありますけれども、それでも少なくともあと数年は学校建設などなどを考えますと、あと数年は我慢していただきたいとおもふうに思つております。

図書購入費の増額につきましては、十分に検討をして行きたい。どう言つ類の図書を中心にしておひつり

いすれ、増額については、十分に今後の課題として検討をし、実現に向けて努力をして行きたいとおもふうに思ひます。

以上で、畠中議員の「質問に対する答弁にいたします。

議長（前田常男君）

一番 畠中弘實君

一一番 (畠中弘實君)

今の「答弁ですけど、将来的に課題として考える」とおもいますけれども、私も今、いろいろおもつ立場でよく言われますけれども、よその町の方もよく見た方が良いと、おもつ言つておられますけれども、いろいろ勉強しておりますけれども。

このステージについては、岸壁とおもつか、恰好が非常にいいと若い人たちからおもつられておりますし、又、今地元でも郷土能とおもつことで、龍神こだま太鼓やっておりますけれども、それと、町でもまだいろいろ、今、郷土能を始めておりますので、それらの披露する場とおもつか、そのようなことに利用できればとおもつよくなっています。

ステージの場所を行つて見ますと、公園の田んぼがありますけれども、それから山の方へ向けると非常に美しいと言つふうに考えておりますし、ひとつそれも考えていただきたいと思います。

それと人口滝と鯉の放流ですけれども、人口滝は、丁度まだそこが、石灰岩を採った後が蛇抜け穴が無くなりましたけれども、その下の方にですね、自然のままの絶壁が残つております。

行って見れば分かると思いますし、非常に良い場所だと考えますし、十五周年記念パレードの際にも、皆さんもあの鯉のぼりを見ていただいたと思いますし、非常にこれらを整備するとい、素晴らしい公園になるのではないかとおもつよくなっています。これをお願いした次第であります。

いも煮会の開催についてですけれども、私地区でも、金山沢地区でも考えておりましたけれども、はじめはやはり、山の指導をいただきながら、いすれば、地元といつづつよくな事の方が、とおもつて、これは提案した次第であります。

それと、図書室の充実についてで「ありますけれども、私も、お陰様で公民館運営審議会委員を務めさせていただいておりますけれども、その中でもお話ししておりますけれども、当町は、教育文化施設と言つのが少ないじゃないかと、言つよつない」といろいろな方からもお話しを伺っております。

そのようなことからも、学校改築も進めなければならない折りで「ありますけれども、ひとつ、それ

らも合わせて早めにお考えいただきたい。このように思います。

私も、前にもお話ししたことがありますけれども、この町を知りたい、どこか案内してほしいと言われた時に、美術館を見せてください、と言われました。

一番、この町を知るのにいいと、いろいろが、私たちの町には、それがありませんので大変努力したことが「あります」、民族資料館についても、資料館そのものが資料であると言われるへい、古くなっていますので、それらも合わせて、教育文化施設と言つものを考えていただきたい。

まず最初に図書館を考えていただきたいといつよつない」と、提案した次第で「あります。

それと、町内には、いろいろなこの、絵とか、書、又陶芸とかそつ言つサークルなどもあり、活動しておりますけれども、個展なり、展示をする場所が無い。と言つよつないことで、八戸とか三戸の方に会を求めて行っているのが実情と聞いております。

そのようなことから、図書館などを設置する際には、それらもお考えいただきたいといふのように考えます。それと、図書購入費の増額ですけれども、六年、七年度も四十万ずつで「あります」、これは道仏公民館、中央公民館合わせてで「あります」ので、これは少ないのでないかと、見本となる公民館運営、生涯学習に取り組んでいる町のお話を聞きますと、やはり図書購入費は、年間二百万、郡内でも百五十万と、いわゆる、こんな町も「あります」、ひとつこれ、お考えいただきたいと思います。

いろいろ要望を含めた質問で「ありましたけれども、以上で終わります。

議長（前田常男君）
町長

町長（正部家佑介）

ほとんど、「要望」と「お願い」と「だまし」ですけれども、お話しのところ、各地区で公園の整備と言つことは、各地区で要望はある訳ですが、いろんな施設、町民それぞれのお立場で「要望ある」とは承知している訳であります。一度には出来ないとありますから、確かに金山沢地区も素晴らしい自然があるんだとおっしゃつてお話ししてますよ。陸上競技場、そして海もあると「あります」と、いろんな素晴らしい所がある訳であります。その分、各地区、各地域、町民の方々の要望も多い訳でありますから、その辺の所を考慮に入れながら、又、畠中議員のお話でした」とお口でお話を検討して行くべきだらうと思つてお話をしている所であります。

図書につきましても、十分とは言えない、と言つてお話ししたところではありますから、増額についても、十分に検討して行かなければいけないと思っている所であります。ただ、利用状況その他金額、のみで講ずべき」とは思ひません。

いずれ、十分とは言えないのが現状でありますから、その充実に向けて最大限の努力をして行きたいと、思つぶつと思ひます。以上であります。

議長（前田常男君）
これにて一般質問を終了いたします。

日程第一 報告第一号 専決処分事項の報告については、お手元に配付したとおりであります。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑がないようですので、これにて報告の件は終了いたします。

日程第三 議案第十一号 八戸圏域水道企業団規約の変更についての件を議題といたします。
これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第十一号 八戸圏域水道企業団規約の変更についての件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決する」とに「異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第四 議案第十二号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件を議題といたします。

おはかりいたします。
本件については、質疑討論を省略いたしたいと思いますが、これに「異議ありませんか」。

(異議なしの声あり)

「異議なしと認めます。

よって、本件は質疑討論を省略する」とに決しました。

おはかりいたします。

ただいま議題となつております議案第十二号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件は、これに同意する」とに「異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なしと認めます。

よって、議案第十二号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件はこれに同意する」とに決しました。

日程第五 議案第十四号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件については、質疑討論を省略いたしたいと思いますが、これに「異議ありませんか」。

(異議なしの声あり)

「異議なしと認めます。

よって、本件は質疑討論を省略する」とに決しました。

おはかりいたします。

ただいま議題となつております議案第十四号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件は、これに同意する」といふ異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

よつて、議案第十四号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件は、これに同意する」といふ決しました。

日程第六 議案第十五号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めるの件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件については、質疑討論を省略いたしたいと思いますが、これに「異議ありませんか」。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

よつて、本件は質疑討論を省略する」といふ決しました。

おはかりいたします。

ただいま議題となつております議案第十五号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件は、これに同意する」といふ異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

よつて、議案第十五号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件は、これに同意する」といふ決しました。

ことに決しました。

日程第七 議案第十六号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めるの件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件については、質疑討論を省略いたしたいと思いますが、これに「異議ありませんか」。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

よつて、本件は質疑討論を省略する」といふ決しました。

おはかりいたします。

ただいま議題となつております議案第十六号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件は、これに同意する」といふ異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

よつて、議案第十六号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件は、これに同意することに決しました。

おはかりいたします。

議事の都合により、明十一月十四から十一月十五日までの一日間休会いたしたいと思います。

これに「異議ありませんか」。

(異議なしの声あり)

（異議なしと認めます。

よって、十一月十四日から十五日まで「口間休会する」とに決しました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。
次の開会日時は、十一月十六日午前十時からといいたします。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前十時三十七分)

議事日程 会議に付した事件	別紙のとおり 別紙のとおり
開会・議長 (前田常男君)	△会議の終了回
開議・議長 (前田常男君)	ただいまの出席議員は十八名であります。
開議・議長 (前田常男君)	定足数に達しておりますので、 これより、本日の会議を開きます。
開議・議長 (前田常男君)	本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。
議長 (前田常男君)	日程第一、議案第一号 踏上町広告式条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。
(なしの声あり)	これより、質疑にはいります。質疑ありませんか。
(なしの声あり)	質疑なしと認めます。
(なしの声あり)	これより、討論にはいります。討論ありませんか。
(なしの声あり)	討論なしと認めます。
す。	これより、議案第一号 踏上町広告式条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたしま

本案は、原案のとおり決すべきことにして異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第一 議案第1号 隆上町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件から、日程第五 議案第5号 隆上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの件、四件を一括議題といたします。
これより質疑にはります。質疑ありますか。

十六番 山田昭治君

特別職の報酬の件でございますが、11号から5号までの質問となります。全部関連しますので、内容について説明願いたいと思います。

去る十一日の本会議終了後、全員協議会の中での報酬、費用弁償に関する改正と並んで説明を、町長からも説明があった訳でござりますが、いままで「うむ、うむ」とがあったのかないのか、記憶がない訳でござりますが、町村によっては、Aランク、Bランクと並ぶような町長の話しがありましたが、いつもつぶやいて、どのようなことでAランク、Bランクと並ぶことができたのか、これが、一点でござります。

十六番 山田昭治君

それから、特別職報酬等の審議会が条例で設けられている訳でございますが、五名以内となっているようだございますが、その町長からの諮問を受けて、それに対して答申する審議会でございますので、その審議委員の方五名いらっしゃいますが、誰と誰が審議委員なのかその点についても、お聞かせを願いたい。

それと同時に、審議委員の諮問に対する中で、答申に至るまでの何だかの話しが無かったのか、もし「意見がなかつたのか、もし、「意見があつたとすれば、お知らせを願いたい」というふうに思います。それから、金額的な問題でございますが、改正のことで、実質的に現在の改正の案と言つても、議会にすれば、議長は一万九千円の値上げと、副議長、議員は一万三千円と並ぶにある訳でございますが、この差がなぜできるのか、と言つ問題でござります。

それから、町長の場合にしてもそつでございますが、町長の改正の分は三万三千円と、それから助役、収入役は一万六千円と並ぶようなことになつてているので、この点についても、他町村の方の新聞に載つてある中でござりますが、それを見ても、田子の場合もこの上がつてている訳ですが、南部町の場合もこの上がつてている訳ですが、この町よりもいくつかずつ高くなっている、ということが載つてゐる訳でございますが、議員の場合でも他町村とは、二十二万五千円と並ぶことで同じになつてゐるようを見えてる訳でござりますが、ただ、その上に行くと議長が高く、他の町村よりも高くなっている。

そう言う所が見受けられます、このように改正して行く点について、どのような方法で、こうゆう話し合いが持たれてなつてゐるのか、これをお聞かせ願えれば幸いだと思います。が、どうぞ、この点についてお願いをしたいと思います。

それと同時に、職員の場合は、この前のテレビにも出ていますように、国家公務員の給与改定に準ず

るといつあっていいんだ、このなりに国家公務員の改定により地方公務員も、それに準ずるといつあります。それで、前からやつていいので、これほい」と思いますが。

この特別職の問題について、三点について知りせ願いたいと思います。

議長（前田常男君）

町長（正部家佑介君）

町長

今の「質問にお答えをいたします。

いままで、Aランク、Bランクと言つお話をしがつた訳ですが、階上は、「承知のように郡内では、十カ町村のうちで、五戸に次ぐ人口の規模になつたと、実際、いままで、Bランクだつた訳ですが、それが、Aランクになつたと言つふつなことで、前のどう言つしときさつで、いうやうふうなクラス分け、ランク付けをしたのかということについては、前のいきまでは、私も承知しておりません。

ただ、郡の町村会と言つのがつて、そこで、論議をして申し合わせて、いる、と言つふつな」とあります。十カ町村のうち、全議協議会でもお話ししましたように、この階上を含めて、五戸、三戸がAランク、その他の七カ町村はBランクと言つています。

いきさつについては、さつき申し上げたように、どうもつとどく言われると、その詳しいことについては、承知していない。と申つことです。

いすれ、BからAに上がると言つ」とは、町長の何パーセントが議長です。

今、改正案では、議長が町長の三十七パーセントになる、副議長は二十一・五パーセント、これは、各審議会、あるいは、議長会の要職等もつて、本當は四十パーセントにしてほしいんだという」とな訳ですが、一回には、そこまでは行かないんですけど、いままでよりも一パーセント、議長

については上げたと、三十六を三十七にしたところです。副議長、議員の方については、これまでよりも〇・五パーセント上げるんだと、結果としては、BからAにいて、いくらか増額になる。そして、今度の改正案で町長もそれに従つて上がりましたから、それに比率からいくと、議長以下議員の方の比率が大きくなつたよと、言つことになると言つ所であります。

それと、審議会の委員等については、詳しくは総務課長の方からお話しをする訳ですが、各団体長等、これまでの例に従つてますと、お願いをして、いると言つ」とあります。

それと、三役間の差については、町長だけそんなに上がつてと言ついい方もあるんだと思います。

ただ、各町村の審議会において、いうやうふうにあるべきだと、意見があると言つ」とで、三役のうちでも、町村長とそれとの助役、収入役との差と言いますか、このような改正案のよつた結果になつたと申つことでありますから。

いすれ、それでも他郡に比べて決して高いと言つ」とではないんで、標準的、ほぼ標準的とい理解をいたければ、幸いだと、ふうに思います。

以上ですが、あとは、総務課長の方から詳しくは、お話し申し上げます。

総務課長 浜谷 政口君

山田議員にお答えいたします。

一は、山田の審議会委員会の名前で、「ありますけれども、条例に、審議会の中では各種団体の長と言つ」とど、町民の代表と言つこととなつております。まず、農協の組合長の沼沢光男さん、それから、漁協の組合長の坂本源作さん、それから町連合婦人会の会長である新井田トミさん、それから、社会福祉

議長（前田常男君）

協議会の会長であります河内宏心さん、それから町民を代表いたしまして袖平清太郎さんといつゝことで審議会が、十一月二十九日行われました。

会長には、袖平清太郎さんが推せんされまして、選任されまして審議が行われました。

一問一答形式で行われましたが、主なるものの質問の中では、さあほどもお話しがありました、Aランク、Bランクの件について話しがされております。

それから、さかのぼって改定すると言つ件でござりますけれども、平成八年四月一日にさかのぼるいところについては、非常に産業団体については、さかのぼるといつゝとはないのですが、いつよつなど意見もありました。

それから、これからは、県全体で改正がなされたものか、等何件か出されまして、審議の結果全く一致で、諮詢じおり答申あることになりました。

それから、さあほどお話しの中で、差があるといつお話しでござりますけれども、これについては、例えは、一ヵ年目にして改定する訳でござります。

でありますから、平成七年度、八年度の改定率の一・八五を基準にしております。
しかしながら、町長につきましては、一・八五を改定しましても県の改定前の改定率といいましょうが、積算しまして、七十三万九千円が県の平均となつておりますけれども、これに達しないといつゝと感じられます。

よつて、一パーセントを加算して、やや上回るといつづつな計算でござります。

あと、助役、収入役、教育長につきましては、一・八五の改定率で、平均を若干上回るといつづな感じでござります。

それから、議員の皆様の改定でござりますけれども、これは、県の議長会から要望があつまして、議

長については、町長の四十パーセントを要望しております。
さうに、副議長については、三十三パーセント、議員については二十パーセントの要望が出ておりま
すけれども、改定では、議長については二十七パーセント、副議長については二十一・五パーセント、
議員については、二十九・五パーセント、これは、前年度より議長については一パーセントの加算、副
議長、議員については〇・五パーセントの加算といつゝことで積算しているものでござります。
以上でござります。

議長（前田常男君） 十六番 山田昭治君

十六番（山田昭治君）
非常に詳しく述べ説明願いまして、ありがとうございました。
さあわざ、町民の声もあるんで、どのようにして、この改定がなされるのかお聞きしながら、自分で
しても知つておかなければならぬ、といふことで聞いた訳でござりますが、以上の説明によつまして
、詳しく分かりました。
これで、私の質問を終ります。どうも、ありがとうございました。

他にありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはござります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（前田常男君）

討論なしと認めます。

これより議案第一号 隣上町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件から、議案第五号 隣上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決する」という異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第六 議案第六号 隣上町老人家庭奉仕員派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはります。討論ありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第八号 隣上町老人家庭奉仕員派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

ての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決する」という異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第七 議案第七号 平成八年度隣上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはります。質疑ありませんか。

十六番 山田昭治君

次の三点を、各担当課長から説明を願いたいと思います。
最初に、十七ページでございますが、自治振興費の中で、八百七万、鳥谷部地区住宅用地造成事業測量調査・造成計画ということになっていますが、この内容についてと、将来性についてありましたら、説明を願いたい。

次は、三十六ページでございますが、道路新設改良費の中の委託料が二千八百六十六万減額になります、工事請負費と言つのは、三千万」にもうれた訳でございますが、この内容、場所については、この前の協議会の中で聞いている訳でございますが、ただ、測量、設計、委託料と言つことで予算についている訳でございます。

当初の予算だと思いますが、その際、その中で質問をしたと思いますし、又、課長に対して個人的に

十六番（山田昭治君）

も聞いた覚えが、どの辺をどのように進めて行くのか、といふことやその内容について聞いている訳ですが、実質的には、その内容に当時の説明にのつた仕事は、あまり見えてないような感じもあるんで、この測量設計委託料が、この工事費に変わっていったと、設計委託料がどうなれるのか考へて、当初、このような予算を持ったのかを、説明願いたいと思います。

次は、四十五ページであります、町民プールの管理費の中に、これについても、この前、町長からも説明がありました、トレーニングセンターの問題であります、これは、どのような規模で、そして、又、設置場所もプールの中に備付けするのか、離して造るのか、と言つことをお聞きしたいと思います。

そして、又、その場所が初めてその所にトレーニングセンターを造ると言うのを聞いている訳ですが、できたら、労働者体育センターのそばの方が良かったのではないかなど、利用度があるのではなきのかなと言つとも考へたりするんですが、この町民プールの場所に設置すると言つことについての考え方、又、トレーニングセンターの規模というよつな」とお尋ねしたいと思います。

以上、三点であります。

議長（前田常男君）

企画課長

企画課長（上沢美勝君）

企画課長（高橋義雄君）

ただいまの、山田議員の質問にお答えいたします。

自治振興費の八百七万の内容についてであります、先般、不動産鑑定士等でお願いして、九年度を目標として、鳥谷部地区に住宅用地を造成すると、あとを百坪くらいを半分くらいと、いつかつぶうな案も持っておりますが、とりあえず百坪程度と、一百坪程度です、だいたい五十五区画くらいになります。

総面積は、二万五千平方メートル予定しておりますが、事業費そのものは、計画段階でのはつきりはしていませんが、一億円余りかかるのではないかと思っております。
以上、簡単ですが説明終わります。

わせて八百七万円今回お願いする件であります。

それで、将来、計画内容であります、一区画だいたい百坪程度、はつきりしていませんが、できれば百坪、調査した段階では八十五坪を半分くらいに、あとを百坪くらいを半分くらいと、いつかつぶうな案も持っておりますが、とりあえず百坪程度と、一百坪程度です、だいたい五十五区画くらいになります。

議長（前田常男君）

建設課長

建設課長（高橋義雄君）

先程の山田議員の質問にお答えいたします。

当初、石鉢、神子沢線でありますけども、委託料一千八百六十六万減と言うのなんですが、これは、当初、石鉢から鳥谷部・十日市線までの全行程一千七百九十六メートルでありますけども、その設計委託料として五千万円、委託費用とか、用地費か、補償費とかで五千万取ってました。

ですけども、県との協議の結果、だいたま予算措置してありますとおり、一千八百六十六万と言つ

のが、その他の委託料もさいますけども、実質は三千万であります。

これは、県との協議の結果、野沢・法師塗線の方の工事の方にまわした方がいいのではないか、と言つことで、一千万につきまして、石鉢保育園の所から広域農道の所までの分、延長約八百メートルでありますけども、その線までの測量委託料であります。

それで、三千万につきましては、この前、ご説明いたしましたけども、野沢・法師窪線の道路改良八十メートルと、六百メートルの改良、排水工事を行う部分でございます。
以上でございます。

議長（前田常男君）

体育課長

体育課長（鳩文男君）
）

トレーニングセンターの建設の規模と、設置場所につきましてお答え申し上げます。
トレーニングセンターは、約八百から千平方メートル予定してございます。

予算規模にしまして、二億位をめどとして、今、検討中でございます。それから、場所につきましては、プールの側に、今のところ予定してございます。専門家の方々のお話しによりますと、トレーニングシーンで体、筋力を鍛えて、プールで体をほこすと言つことが理想としているやうです。それで、町民プールの有効利用を併せて図つていけるかと考えております。以上でございます。

議長（前田常男君）

十六番 山田昭治君

十六番（山田昭治君）
）

新設道路の問題も内容は分かりましたし、自治振興費の中の鳥谷部地区の問題でございますが、これについては、まだ、計画段階もかなりあるんで、おおよその所しか分からぬことではございましたし、ただ、トレーニングセンターの場合が、今、課長の方から話しがあったように、トレーニング様々しながらプールに入つてと言つよつたことではございましたが、あの場所では、結局、一年間通してそういう体制を、現在の場合だとなかなか取るに大変だらうと思つし、そうした場合、そういう考

えであれば、一年間通してプールの方も使用するに良いと、言つよつた考え方もあるのか、そう言つ考
え進むのか。もう一点、そこをお願いします。

議長（前田常男君）

体育課長

体育課長（鳩文男君）
）

現段階では、燃料費とか、維持管理費の関係で通年と言つのは無理だと考えております。
本年度につきましては、春先早くして、秋口で、将来的には、又、利用者の状況等見ながら、内壁、
とか、外壁その辺、補修だけで済むのか、検討しながら考えて行きたいと思っております。

ほかにありませんか。

議長（前田常男君）

五番 桑原一夫君

今の山田議員の質問に関連して、私も一点、トレーニング施設について、町長にお伺いいたします。
まず、この町民プールに併設することになった経過について、お知りせをいただきたいと思います。
山田議員さんの質問にもございましたように、通年で利用する施設ではない所に、そういうトレーニング施設を併設すると云つことについての利用者の問題、管理費の問題等考えますと、私は日常的に、
プールに来て、能力トレーニングをし、体力向上を図ると云つては理解できます。
又、別な考え方からいたしますと、通年で使っている、例えば、勤労者体育館のようなものに併設す
る。
利用する人達が、筋力トレーニングをする。そして、終わったらシャワーで汗を流すと言つて、そつゆ

五番（桑原一夫君）

うふうな利用の仕方、通年利用と言つものと考え方も、又、一つの選択肢ではなかつたのか。

又、特に管理の部分を考えますと、例えば、勤労者体育館に併設した場合には、せっかく体育課があつた訳ですから、府内にいないで、そっちの現場の方に出て、一体として勤労者体育館も含めて管理するど、言つ選択肢も一つ出でくるのではないかと言ふ考え方から、プールに併設すると言つふうなことに決まつた経過、特に、町の体協とか、そういうスポーツ関係者の人達の意見もお伺いしたのか、どうか、併せてお伺いいたします。

以上です。

議長（前田常男君）

町長

町長（正部家佑介君）

桑原議員の質問にお答えをいたします。

考え方としては、いろいろ、それぞれ、意見あるだらうと思います。

これにつきましては、町民プールを建設するあたりから、数年前からと言つて表現をしておきますが、数年前から、いつ言った、あそこを現在、町の人口が増加しているだけではなくて、相当大きなウェイトを占めて、今では、他町村を言うのもあれですが、新郷、倉石に匹敵する人口が住んでおられるど、言つふうなこと等を考えますと、私の頭にあるのは、将来的には、あそこは体育施設、或いは公民館等の整備が必要な地域だと、言つふうに思つておる所であります。

そう言つ意味から行くと、現在でも、大変あの辺不便をおかけしている、人口の割に十分な手当でがまだまだなされていないと、言つふうに思つておる所でありますから、勤労者体育館周辺にも、町民の方々大部この赤保内地区にも増えておる訳であります、それでも、体育館がある、或いは、ハートフル

プラザがある、役所があると、言つふうなことである訳でありますから、将来、さつき申し上げたような理由で、いろんな考え方があることは承知していることであります、数年前から、あそこを一体的と申しますか、この整備を図つていただきたい。

そして、トレーニングセンターと、とばかり行くと、こないだの協議会でもお話しをしましたが、どちらかと言つて、町民の方々が健康増進のために利用していただける施設として行きたい。いうふうなことであります。

そう言つた所で答弁を終わります。

以上です。

答弁漏れがあったようですが、これについては、総合運動公園関係の審議会等でもお話しをしたと、これは、もう数年前のことになりますが、それと全員協議会なんかにおきましても、数年まえから、こうゆうふうな、将来的には、あそこを町民の、或いは、地域の方々の健康増進の基地として整備を図つていただきたい。そういう考え方から、用地の取得もしたと言つふうなことでありますし、関係者の「」意見は、十分かどうかは別として、そういう機会にお聞きをしたと言つふうなことでもありますし、「」説明も申し上げたと言つふうなことで、正式にと言わると、それについては、まだ、正式にと言つておれば、そういうわけではない訳ですが、いずれ、「」意見としてはいろんな機会に乗りつりやつてきたと思つております。以上です。

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

議長（前田常男君）

議長（前田當男君）

質疑なしと認めます。
これより討論ござります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第七号 平成八年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに付し異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

（異議なしと認めます）

よって本案は原案のとおり可決されました。

この際 日程第八 議案第八号 平成八年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から
、日程第十一 議案第十一号 平成八年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算までの件 四件を一括
議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

十六番 山田昭治君

担当課長からお伺いいたします。

五十九ページの中の、高額療養費の件ですが、補止は、二百六十八万八千円で、計で五千

十六番（山田昭治君）

七百六万と並んでいた金額が上げている訳で、それがなぜか、この高額の病気の内容、そしてどのへいか
あるのか。と尋ねたいとお尋ねしたいんですけど。

議長（前田當男君）

保健課長

保健課長（三上考八君）

山田議員の質問に対してお答えを申し上げます。
病気の種類が何ですか。この病気については、手元に資料がないません。

大変申し訳ございませんけども。

今、予算化申し上げましたものは、四月から十月までの平均を申しまして、それと十一月から三月
までの予定額を上げてございます。

それで、内容につきましては、後で、ご回答申し上げてよろしくどうつか。

今、資料がないままで、大変申し訳ありません。

ほかにありますか。

十六番 山田昭治君

税務課長の方からお尋ねしたいんですが、保険税でありますかが、保険税は、前年と変わりまして、
回数は六回と、前回は四回の納付と並んでいたのですが、現時点において、だいたいの納付
状況が分かりますが、もし、あれでしたら、急な質問でありますので、あとで答えてもいいと思いま

議長（前田當男君）

十六番（山田昭治君）

すが。わかるのであれば、だいたいの状況をお知りせ願えればと思いますが。

議長（前田常男君） 稅務課長

税務課長（松橋隆二君）

ただいまの質問でござりますが、率については、ちょっと、分からぬんですけれども、いろいろいう四期から六期になつたとついて、中には、やっぱり、六期になつてよかつたなあと云へ、納稅組合長さんのね話しだいわくおもはせじも、良かつたと云ふ意見がございましたし、又、中には、四期ども変わりないなあと云つてもございました。

見てみますと、納稅については、やっぱり、分けた方が同じ稅金について、よその方から徵收率について照会がくる訳ですが、確かに、いつもよううに六回に分けたことに因つて現時点では、徵收率が落ちたよつた形になつておられますけれども、ただ、それだけ遅れたと云ふ事か、六期に分けたと云つたことで最終的には、良いのではないかと思っております。

今、現時点で見ると、納期がまだ未到来の分が沢山あるから、その辺で、税率が下がる傾向になつておられますけれども、最終的には、良いのではないかと思っております。

以上でございます。

議長（前田常男君） ほかにありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。
(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第八号 平成八年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から 議案第十
一号 平成八年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算までの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するとのことで異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「」異議なしと認めます。

よつて本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

再開時刻は、追つてお知らせいたします。

(休憩 午前十時四十八分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開 午前十一時五十分)

日程第十一 請願第一号 「夫婦別氏（姓）」制度入反対に関する意見書の提出を求める請願の件を議題といたします。

本件に関して、委員長の報酬を求めるまます。

総務財政部仕事監査課

総務財政部仕事監査課の結果を、「報酬申請」します。

(大下義雄君)

本委員会に付託されました、請願第一号に対する審査の結果について、「報酬申請」します。
お手元に配付されております「報酬申請」とおり、採択と決定しておられますので、本請願が採択となつま
すよへ、重ねてお願ひ申し上げます。

以上です。

議長（前田常男君）

以上で、総務財政部仕事監査課の報酬を終わります。

お諮りいたします。

請願第一号は、委員長の報酬のとおり決するに、「異議ありませんか。」

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

よって、請願第一号は、委員長の報酬のとおり採択するに決定いたしました。

日程第十二 意見書案第二号 「夫婦別氏（姓）」制度へ反対に関する意見書案の件を議題としていたし
ます。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております意見書案第二号については、今議規則第九十一條第一項の規定によ
り、委員会の付託を省略いたしたいと願ふります。

これに、「異議ありませんか。」

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

よって、意見書案第二号は、これを可決するに決しました。

意見書案第二号は、これを可決するに決しました。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

よって、意見書案第二号は、これを可決するに決しました。

お諮りいたします。

ただいま、同決されました意見書案の提出につきましては、議長に一任願いたいと願います。

これに、「異議ありませんか。」

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

よって、そのとおり決しました。

お詰りいたします。

次期議会の会期日程等の議題運営委員会に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第三十九条の規定により、議会運営委員会に付託いたしたいと願います。

これに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会付託の件は付託するることに決しました。

お詰りいたします。

ただいま付託されました件につきが、委員長より会議規則第七十五条の規定により、閉会中の間も継続審査したい旨の申し出がありましたが、これに対するものに付託するに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のいわゆる閉会中の継続審査に付託するに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出があつたので、これを許します。

町長

十一月定例会の閉会にあたまして、一帯のあこせつを申し上げます。
去る、十一日開会の臨上町議会十一月定例会が、本日をもつて閉会となりました。

町長（正部家佑介君）

お陰様で、提案申し上げました全議案、原案のとおり議決くださいまして、誠にありがとうございます。

一般質問を含む、議案審議の中での、貴重等につわなくては、十分、今後重視して参つたいと思っております。

今年もまた、様々な事業があつた訳であります。赤保内小学校建設、大蛇地区漁業集落環境整備事業等の他、各道路の建設、農林漁業の振興策、保健福祉の充実等に取り組んできたのであります。これらの件につきましての、議員の皆さんの、ご理解、ご協力に対しまして、厚くお礼申し上げる次第であります。

年末を控え、何かと慌ただしくなる中、寒さも厳しくなります。

健康には、十分留意し、議員の皆さんのまやめの、健勝と一層の、活躍をお祈り申し上げ、閉会にあたりましての、ありがとうございました。おめでただときます。

ありがとうございました。

これにて、平成八年第二回臨上町議会定例会を開会いたします。

（閉会 午前十一時五十九分）

議長（前田富男君）

地方自治法第百一十二条第一項の規定により、以下に署名する。

階上町議會議長

会議録署名議員

会議録署名議員